

# 秋の叙勲

今年の「秋の叙勲」で、猪名川町から次の3人が栄誉に輝きました。

井上忠治さんに

瑞宝単光章



井上忠治さん(つづじが丘・77歳)は、昭和24年から国家地方警察巡査に採用され、34年間にわたり警察職務に精励し、総務、刑事および地域警察の分野で勤められました。特に、総務および刑事警察の分野にあっては留置管理業務に従事し、被留置者の人権

保障に欠けることのないよう特段の配慮をされるとともに、留置室の事故防止に心がけるなど、留置管理業務の職務を全うした功績が認められたものです。

福田幸雄さんに

瑞宝単光章



福田幸雄さん(木津・67歳)は、昭和32年から猪名川町消

防団団員を拝命以来、火災予防の徹底、部下団員の育成、消防訓練の実施などの消防団業務に積極的に取り組まれました。また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、消防団長としていち早く団員を被災地に派遣することを決定し、発生後2日目から芦屋市を中心に、被災者の心情と団員の安全管理に配慮しながら適切な応援活動を実施されるなど、多くの功績が認められたものです。

北浦紀男さんに

瑞宝単光章



北浦紀男さん(広根・62歳)は、昭和33年から猪名川町消

防団団員を拝命以来、消防団活動に積極的に従事されました。昭和47年には猪名川町消防団に属し、昭和49年から町役場厚生課消防係などを経て、平成2年の消防本部発足以降は警防係長として、それまでの経験を生かし、部下や消防団員の育成、火災予防の徹底などに努められた功績が認められたものです。

## 人権作文

私も、キング牧師とパークスさん、他の黒人たちが、勇気をもつて「モンゴメリーのバス」を学んできたことを学びました。きっとパークスさんたちは、「白人に対抗すると、いやなことをされるかもしれない」と思っていたらう。

でも、パークスさんたちはボイコット運動を始め、どんなにいやなことをされてもやめず、白人たちに仕返ししたりもせずがんばったから、最後にいい結果が出たんだと思います。そして、勇気をもって自分の意見を言えるようになるまで、私もがんばります。

中谷中学校 1年 鈴木玲美さん(松尾台小学校6年のときの作品)

## 猪名川町警察官表彰

町の治安維持や交通安全などに多大な貢献のあった警察官を表彰する警察官表彰が、11月20日町役場で行われました。受賞者は、川西警察署の次の2人です。

### 細見 真之警部補(左)

平成13年3月31日川西警察署に配置以来、日生中央交番で勤務するとともに、同交番ブロック係長として大和・山下・猪名川パークタウンの交番勤務員を指揮監督するベテラン警察官です。多額空き巣狙い事件、金庫破り事件を解決するなど、本町の治安維持に多大な功労をされています。

### 吉岡 尚武巡查(右)

平成10年1月30日川西警察署に着任以来、5年にわたり地域課・警務課・刑事課で勤務し、住民の平穏な暮らしを守るため、昼夜を問わず警察業務を遂行されています。平成15年に起こった病院荒らし事件・事務所荒らし事件・倉庫荒らし事件の検挙など数々の実績を挙げておられます。



平成15年度 猪名川町警察官表彰式

【事例】数年前、ある会社に一般旅行業務取扱主任資格の受講講座を申込みましたが、いざとなると勉強する時間の余裕もなく、資格のとれないまま代金だけは全額支払ったことがありました。最近、職場に突然電話があり、当時とは別の会社から「以前の講座が受講しただけで合格していないと合格率が低下してしまうので、再受講の契約をするか、受講者名簿から抹消するための費用を払わなければならない」とどちらかを選ばなければならないという状況に陥りました。受講者名簿の抹消代金を支払うことを承諾しました。ところが、郵送されてきたのは以前の業者と違う会社の講座の契約書と教材一式でした。

このような場合は新たな講座の受講を契約したことになってしまふので、このように「回答」資格商法は電話などで、各種講座の受講や教材の購入を勧誘する商法です。キャリアアップ・収入アップ、また、就職転職に有利などの誘い文句で各種資格の取得講座を勧めることが多いようです。最近はこの相談のように以前申込んだことのある実際の講座の名称を挙げて「資格を取らずにそのままになっていく。終了させるには次の契約が必要だ」と言って勧誘されるトラブルを資格の二次被害と言います。契約は一つ一つ個別なものです。終了させるための契約などはあり得ません。しつこい電話勧誘に対しては、はじめにきっぱりと断ることが第一で、相手にあいまいな返事をしないで、相手のペースに巻き込まれる前に早めに電話を切りましょう。電話勧誘販売は、特定商取引法の規制対象となっており、勧誘する際に事業者名や商品名を告げること、契約拒否した消費者への再勧誘の禁止、事実上反する説明の禁止、書面交付の義務付けなどの規制を受け、また、クーリング・オフの制度が設けられています。今回の事例のように、もし業者が契約成立を主張したとしても、相談者は書面の交付があった日を含めて8日間は書面により契約の解除を行うことができま



## 消費生活のアドバイス

> 149 <

きっぱり断ろう 資格の再勧誘

疑問な点は、消費生活相談コーナーへ。766・110(へ)。